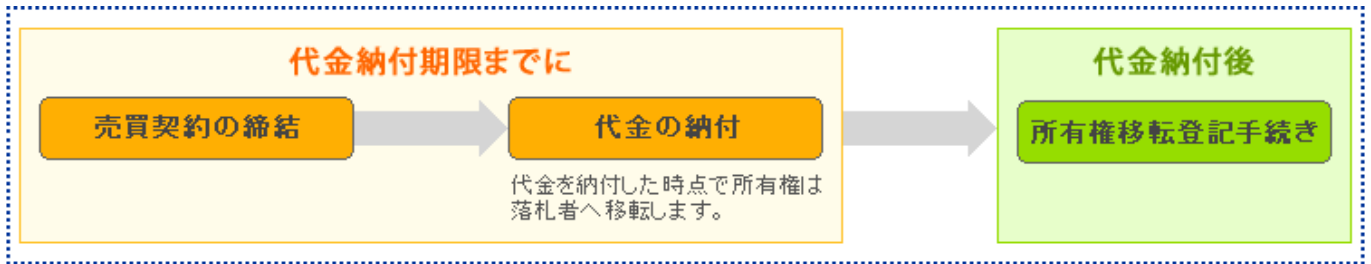


権利移転手続き

入札終了後に蒲郡市が落札者へメールにて、落札物件の区分番号、整理番号、蒲郡市の連絡先などをお知らせします。メールを確認後、できるだけ早く蒲郡市へ連絡し、権利移転手続の説明を受けてください。



■必要な費用

契約締結期限までに

契約保証金	<ul style="list-style-type: none">・ 契約保証金は落札価格の10%以上の納付が必要です。・ すでに納付済みの入札保証金を契約保証金とすることができます。その場合、入札保証金のほかに契約保証金を支払う必要はありません。
-------	--

代金納付期限までに

売払代金の残金	<ul style="list-style-type: none">・ 落札金額－契約保証金額(入札保証金額)・ 落札金額残金は、蒲郡市の定める買受代金納付期限までに一括で納付する必要があります。
---------	---

■落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人(落札者が法人の場合はその代表者)が売払代金の支払い手続を行えない場合、代理人が売却代金の支払い手続を代行できます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑登録証明書及び代理人の本人確認書面が必要となります。

※落札者が法人で、法人の従業員が支払を行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

ご注意:

上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

■権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	落札者が売払代金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
---------	--------------------------------

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	契約締結から売却物件引き渡しまでの間に、当該物件が蒲郡市の責に帰すことのできない事由により滅失または、き損した場合には、蒲郡市に対して売払代金の減免を請求することはできません。
引き渡し条件	<ul style="list-style-type: none">・ 売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況(現況有姿)で引き渡します。・ 落札者が物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。・ 落札された財産内の動産類やゴミなどの撤去等は、すべて落札者自身で行ってください。・ 落札者が売払代金納付時に引き取れない場合は、「保管依頼書」を提出してください。(郵送も可)・ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。・ 自動車の権利移転登録、自動車取得税及び自動車税の申告等の手続きは、全て落札者で行ってください。権利移転登録の手続きは落札者の「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局又は自動車登録事務所に自動車を持ち込んでいただく必要があります。また、登録完了後は車検証のコピーを蒲郡市へ提出してください。・ 引き渡し費用(送料、輸送費、自動車の仮ナンバーの取得費用など)及び自動車の権利移転登録(自動車検査登録印紙代、自動車取得税など)に伴う費用は、全て落札者の負担となります。・ 動産の郵送による引き渡しを希望する場合は、「送付依頼書」を提出してください。また、輸送中の事故などによって動産が破損、紛失などの被害を受けても、蒲郡市は一切責任を負いません。なお、送付先住所が落札者の住所(所在地)と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。送付先の受取人となることができる方は、落札者のみです。・ 動産のうち重量、大きさ、壊れやすいものは郵送による引渡しができない場合があります。
入札保証金の取り扱い	落札者は物件情報詳細ページなどに記載された契約締結期限までに、蒲郡市と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申し込み時に納付した入札保証金は没収になります。
契約保証金の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・ 売買契約締結後、入札保証金を契約保証金に充当する(契約保証金の納付に代える)ことができます。・ 契約保証金は、物件情報詳細ページ等に記載された売払代金納付期限までに、蒲郡市が売払代金の納付を確認できない場合、没収になります。
使用用途の制限	自動車の場合、自動車 NOx・PM 法および条例などの法令により、使用規制がある場合があります。
瑕疵担保責任について	物件は売払い時の現状のまま引渡します。引渡し後の不調や故障について一切補償できません。また、物件に隠れた瑕疵(かし)を発見しても契約代金の減額または損害賠償の請求、契約の解除はできません。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ	
お問い合わせ先	蒲郡市総務部財務課財産管理担当
メールアドレス	k-baikyaku@city.gamagori.lg.jp
電話番号	0533-66-1158
電話受付時間	平日 9:00～17:00(ただし、12:00～13:00 を除く)